平成２４年（フ）第２９８２号
大阪市平野区西脇３丁目１番11―203号
破産者　早川左工所こと　早川　明雄
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９３号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目１番１―606号
破産者　後藤佐代子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０４３号
奈良県生駒郡平群町大字福貴1267番地の３、前住所兵庫県三田市あかしあ台５丁目９番地12
破産者　佐々木慶子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０７５号
大阪市平野区長吉六反３丁目15番８号　メゾン大久保Ｂ―202
破産者　吉内　幹雄
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２７号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目11番15号　ロイヤルメゾン魚崎Ⅱ―205号、開始決定時の住所神戸市北区小倉台６丁目18番地の８
破産者　北村　賢一
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５４号
兵庫県明石市松の内２丁目３番地の12　ＡＲビル503号、従前の住所兵庫県三木市末広３丁目２番11号
破産者　久保田義孝
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６号
神戸市東灘区御影石町２丁目１番２号　パーソナルハイツ御影Ⅱ―301号
破産者　網野　純一
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９６号
神戸市須磨区北落合３丁目１番361―202号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘５丁目24番地の１
破産者　岸川　秀明
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４４号
神戸市中央区中山手通４丁目17番６―502号、住民票上の住所兵庫県加古郡稲美町加古824番地の１
破産者　大岸俊一郎
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６７号
神戸市灘区大和町３丁目１番５号　ウインズ六甲203
破産者　フランス料理ドゥーヴルこと　渡邉　徳和
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４２号
神戸市垂水区星陵台８丁目８番８号
破産者　寺西宏太郎
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４３号
神戸市垂水区星陵台８丁目８番８号
破産者　寺西　洋子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７４号
兵庫県西宮市上甲東園４丁目６番５号
破産者　古賀　裕史
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１３号
兵庫県西宮市松籟荘11番６―201号、前住所兵庫県三田市学園３丁目１番地Ｂ棟401号
破産者　鎌田　雅人
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０４号
兵庫県芦屋市茶屋之町11番５―302号
破産者　橋本　　尚
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４８号
兵庫県伊丹市野間６丁目13番12号秀栄ハイツ武庫之荘206号室、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目６番１―101号
破産者　逸見　眞敏
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４９号
兵庫県伊丹市野間６丁目13番12号秀栄ハイツ武庫之荘206号室、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目６番１―101号
破産者　逸見　照美
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―2203号
破産者　尾﨑知香子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係